

議を地方的共同戦線の機關を起し、この共同闘争の過程に於て、全國的産業別組合確立に協力するこ
とに上る三分別組合戦線の統一に到達せんとする。

五、農民運動の提議

現下の農民の急進なる窮乏化及び土地没収による農村の破綻は今や農民プロレタリア化の過程
を促進せしめ、農民の耕作權確立の明争は地下プロレタリアートの失業反對の闘争にも比すべき切實
味を加へ來つた。我國人口の大半を占める農民大衆の耕作權獲得のための闘争は必然に我等労働階級
の失業反對、労働組合獲得のため闘争の同伴者として重大なる意味をなすものである。今後農民運
動との提携は急になる。

九、結論—將來に對する若干の展望

世界恐慌の新たな波の渦中にあつて我國資本主義は産業合理化を以て労働大衆に新たな總攻勢を以
て臨まなほしつゝある。だが之に對して世界的には我國労働階級及び殖民地民族の反抗は激化せられ
全世界に亘る労働の政治的政勢の激進は激化せられつゝあり、我國労働大衆もや將に不安と失業の
中から反政府政治闘争に轉じつゝある。かかる傾向は我國労働組合運動が新たな段階に突入したと
を意味し、しかも労働大衆の急進なる職團的労働組合の制定の激進はかかる運動の前途を期せし
めて居る。我等の同盟はかかる情勢の裡に生じた。我が同盟の結成自體は既に新たな日本労働組合
運動の局面を展開しつゝある。

以上

規約草案

第一章 總則

- 第一條 本同盟ハ全國労働組合同盟ト稱シ本部ヲ東京ニ設ケ
- 第二條 本同盟ハ綱領、主眼、宣言並ニ決議ヲ遂行シ以テ目的トス
- 第三條 本同盟ハ前條ノ目的ヲ達成スルニ左ノ部門ヲ設ケ

中央本部 組織宣傳部 政治部 農工部 法律部 婦人部 事務局
顧問部 専門部 規則ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 組織

- 第四條 本同盟ハ本同盟ノ綱領、主眼、宣言並ニ決議スルヲ本同盟ノ於ケル各種産業別組合、職業別組合並
ニ地方労働組合ヲ以テ組織ス
- 第五條 同一地方ニ所在スル各種組合又ハ支部ハ其ノ組織員數五百名以上、以テ地方労働組合ヲ組織ス
- 第六條 地方労働組合ハ中央委員會ノ統制ノ下ニ加盟組合並ニ本部ノ組織一ツ部ヲ設ケ
- 第七條 地方労働組合ニ包括スベキ地域ノ範圍、全國的職業別、職業別組合ニ包括スベキ組合ノ範圍並ニ規約ハ中央
委員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第三章 機關

- 第八條 本同盟ノ機關ヲ分ケテ左ノ五種トス
- 一、大會
- 二、中央委員會
- 三、常任執行委員會
- 四、統制委員會
- 五、地方事務局
- 第九條 大會ハ本同盟ノ最高決議機關ニシテ第十一條ニ規定スル會議員、本部役員ヲ以テ構成シ但シ本部役員ハ該
會議員ヲ有スルモ決議權ヲ有セズ
- 第十條 大會ハ前年度大會ニ於テ決定セル期日及ビ場所ニ於テ中央委員長ノ召集ス但シ次ニ場合ハ臨時大會ヲ召
集スルモノトス
- 第十一條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス
- 第十二條 加盟組合並ニ統制委員會ノ各三分ノ一以上ニ依リ臨時大會ノ要アリテ召集ス
第十三條 大會ハ毎年度一、副議長一名ヲ選舉シ議長ハ大會書記及ビ左ノ各種大會役員若干名ヲ選任ス
- 第十四條 議長兼務委員、三、總務委員、四、法規委員、五、議事委員、六、其他
第十五條 加盟組合並ニ統制委員會ノ各三分ノ一以上ニ依リ臨時大會ノ要アリテ召集ス
- 第十六條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス
- 第十七條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス
- 第十八條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス
- 第十九條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス
- 第二十條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス
- 第二十一條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス
- 第二十二條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス
- 第二十三條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス
- 第二十四條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス
- 第二十五條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス
- 第二十六條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス
- 第二十七條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス
- 第二十八條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス
- 第二十九條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス
- 第三十條 中央委員會ハ常設トシ之ヲ組織ス

第七章 補則

- 第二十四條 本同盟規約ハ加盟組合ニ於テ之ヲ實施ス、但シ其會議部ハ大會ニ於テ決定ス
- 第二十五條 本同盟ノ收入及支出ニ關スル豫算及ビ決算ハ大會ニ附議シテ承認ヲ經ルコトヲ要ス
- 第二十六條 本同盟ノ會計年度ハ毎年 月 日ヲ以テス
- 第二十七條 本同盟ノ會計年度ハ毎年 月 日ヲ以テス
- 第二十八條 本同盟規約ハ大會ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ず
- 第二十九條 本同盟規約ハ大會ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ず

以上

第四章 役員

- 第十九條 本同盟ニ左ノ役員ヲ置ク
- 中央委員長 一名 主席 一名 會計 一名 中央委員 若干名 統制委員長 一名
- 地方事務局長 若シテ 專門部長 若干名 顧問 若シテ 委員 地方事務局長、顧問ハ大會ニ於テ選任ス
- 但シ中央委員二千名以上ノ有リテ中央委員會ハ地方労働組合ニ委員一名以上ノ割合ヲ以テ選出スルモノトス
- 第二十条 中央委員長ハ本同盟ノ代表シ大會及ビ中央委員會ノ決議ニ基キ一切ノ事務ヲ處理ス
- 第二十一条 主席ハ中央委員長ノ補佐シ中央委員會ノ常任執行委員會ノ事務ヲ處理ス
- 第二十二条 會計ハ本同盟ノ金出入帳目並ニ一切ノ事務ヲ處理シ其ノ責任ヲ負フ
- 第二十三条 中央委員ハ中央委員長、主席、會計ト共ニ連帶責任ヲ負フモノトス
- 第二十四条 統制委員長ハ必要ニ應ジ各種職團ノ會議ニ出席發言スルモノトス
- 第二十五条 專門部長ハ中央委員會ニ於テ選任シ第三條ノ各部ノ事務ヲ分擔處理スルモノトス

第五章 加盟及罰則

- 第二十六條 本同盟ノ加盟ハ左ノ範圍ニシテ行ハルモノトス
- 一、毎月定額ノ本部費ヲ納付スル外大企業及ビ中央委員會ノ決議スル臨時費ヲ負擔シ且將來脱退及ビ被脱退
ニ際シ財産上何等ノ請求ヲナサザルコト
- 二、大會費ヲハ中央委員會ノ承認ヲ經ルコト
- 三、本同盟ノ綱領、主眼、規約ヲ遵守スルコト
- 四、本同盟ノ組織、主眼、規約ヲ遵守スルコト
- 五、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 六、第二十一條第一項ノ義務ヲ履行セザル場合
- 七、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 八、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 九、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 十、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 十一、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 十二、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 十三、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 十四、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 十五、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 十六、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 十七、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 十八、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 十九、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 二十、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 二十一、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 二十二、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 二十三、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 二十四、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 二十五、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 二十六、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 二十七、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 二十八、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 二十九、本同盟ノ統制ニ服セザル場合
- 三十、本同盟ノ統制ニ服セザル場合